

改正	平成26年12月18日条例第49号	改正	平成27年3月19日条例第12号
改正	平成28年3月22日条例第25号	改正	平成29年3月23日条例第19号
改正	平成30年3月22日条例第18号	改正	平成30年12月25日条例第42号
改正	令和3年3月25日条例第8号	改正	令和5年3月20日条例第8号
改正	令和6年3月21日条例第19号		

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 児童発達支援

第1節 児童発達支援（第4条—第53条）

第2節 共生型児童発達支援（第53条の2—第53条の2の4）

第3節 基準該当児童発達支援（第53条の2の5—第53条の6）

第3章 削除

第4章 放課後等デイサービス

第1節 放課後等デイサービス（第58条—第60条）

第2節 共生型放課後等デイサービス（第60条の2）

第3節 基準該当放課後等デイサービス（第60条の2の2）

第5章 居宅訪問型児童発達支援（第60条の3—第60条の7）

第6章 保育所等訪問支援（第61条—第65条）

第7章 雑則（第66条・第67条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定により、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

一部改正〔平成30年条例18号・42号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所給付決定保護者 **法第6条の2の2第8項**に規定する通所給付決定保護者をいう。
- (2) 指定障害児通所支援事業者 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。
- (3) 指定通所支援 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。
- (4) 通所給付決定 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。
- (5) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により適用する場合を含む。）又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う指定通所支援又は同条第1項に規定する肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。
- (6) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

（一般原則）

第3条 指定障害児通所支援事業者は、障害児及びその通所給付決定保護者の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた通所支援計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者等との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

第2章 児童発達支援

第1節 児童発達支援

（基本方針）

第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章及び第66条において「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

（従業者）

第5条 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所（指定児童発達支援の事業を行う者（以下この章において「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所をいう。以下この章において同じ。）には、次に掲げる従業者を置かななければならない。

（1）児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）第57条第1項第1号に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士

（2）児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第68条第1項第6号に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）

2 前項各号に掲げる従業者のほか、同項の指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀（かく）痰（たん）吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かななければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、看護職員を置かないことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる前2項の指定児童発達支援事業所には、次に掲げる従業者を置かななければならない。

（1）嘱託医

（2）看護職員

（3）児童指導員又は保育士

（4）機能訓練担当職員

（5）児童発達支援管理責任者

4 前3項に規定する従業者の員数の基準は、規則で定める。

5 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

7 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居

宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第6条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を通わせる当該指定児童発達支援事業所にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する当該指定児童発達支援事業所にあつては調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医
- (2) 児童指導員及び保育士
- (3) 栄養士
- (4) 調理員
- (5) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、同項の指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、看護職員を置かないことができる。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

4 前3項に規定する従業者の員数の基準は、規則で定める。

5 第1項及び第2項に規定する従業者（嘱託医を除く。）は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務（規則で定める場合にあつては、規則で定める職務）に従事する者でなければならない。ただし、栄養士及び調理員については、障害児の支援に支障がない場合には、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

6 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

7 前2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。
(管理者)

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所)

第8条 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。以下この項において同じ。）及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備)

第9条 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) 発達支援室
- (2) 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等

2 発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項各号に掲げる設備等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第10条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる当該指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。

(1) 発達支援室

(2) 遊戯室

(3) 屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）

(4) 医務室

(5) 相談室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 静養室

(9) 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要とされる設備を設けなければならない。

3 第1項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の障害児の支援に支障がない場合は、同項に規定する設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

（利用定員）

第11条 指定児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつては、5人以上とすることができる。

（重要事項の説明等）

第12条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から指定児童発達支援の利用の申込みがあった場合は、その申込みを行った者（以下この条、第16条及び第42条において「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第36条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定により書面の交付を行う場合には、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者と指定児童発達支援の利用に係る契約をするときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供する指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項を当該通所給付決定保護者の通所受給者証（法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証をいう。第17条において同じ。）に記載しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者が提供する契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の通所給付決定を受けた支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者と指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、第1項に規定する事項その他必要な事項を通所給付決定保護者に係る市町村に報告しなければならない。ただし、当該市町村が必要ないと認めるときは、この限りでない。

4 前3項の規定は、第1項に規定する事項に変更があつた場合について準用する。

（サービス提供拒否の禁止）

第14条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならな

い。

(連絡調整に対する協力)

第15条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(第48条第1項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービスの提供が困難である場合の対応)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。)等を勘案し、障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、当該障害児に係る利用申込者に対する適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、その者の障害児に係る通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間及び支給量等を確認するものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに、障害児通所給付費の支給の申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴い通所給付決定保護者が行う障害児通所給付費の支給申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、その者の他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを行う者等との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した場合は、その提供した日及び内容その他必要な事項を当該提供の都度記録しなければならない。

2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定児童発達支援の提供を受けたことについて通所給付決定保護者の確認を受けなければならない。

(通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第22条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その用途が直接障害児の便益を向上させ、かつ、通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による支払を求めようとするときは、通所給付決定保護者に対し、その用途及び額並びにその理由について書面を交付して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める支払については、この限りでない。

(支払の受領等)

第23条 指定児童発達支援事業者は、規則で定めるところにより、通所給付決定保護者から指定児童発達支援に要した費用等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定児童発達支援事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び当該費用の額について説明を行い、その同意を得なければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費 又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、その者に係る障害児通所給付費 又は肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その者に対し、その指定児童発達支援の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(通所利用者負担額の管理)

第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の 指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、その者の当該指定児童発達支援及び当該指定通所支援に係る負担額の合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、その合計額を、当該通所給付決定保護者に係る市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の 指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

(取扱方針)

第25条 指定児童発達支援は、第26条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて適切に行うとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障害児及びその通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう配慮しなければならない。

3 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児及びその通所給付決定保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下同じ。）の提供に当たっては、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確実な提供並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、心身の健康等に関する分野を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行うとともに、その提供する指定児童発達支援の質の改善を図らなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価（次項において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の規定により自ら行った評価の結果及び保護者評価の結果並びに同項に規定する改善の内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第25条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに前条第4項に規定する分野との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第25条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の

保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めなければならない。

(児童発達支援計画)

第26条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る第3条第1項に規定する通所支援計画（以下この条及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成しようとするときは、適切な方法により、障害児の有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等を踏まえて、その者に対する支援を適切に行うことができるよう、その者及びその通所給付決定保護者の希望する生活並びに当該障害児に係る課題等の把握を行わなければならない。

3 前項の規定による把握は、障害児及びその通所給付決定保護者に対し、面接をして、その趣旨について十分に説明をし、その理解を得た上で行わなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、第2項の規定により把握した障害児及びその通所給付決定保護者の希望する生活並びに課題等の内容に基づき、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切な支援内容を検討して、次に掲げる事項を記載した児童発達支援計画を作成しなければならない。この場合において、児童発達支援計画には、障害児の家族に対する援助及び指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携についても含めるよう努めなければならない。

(1) 障害児の生活に対するその者及びその通所給付決定保護者の意向

(2) 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期

(3) 障害児の生活全般の質を向上させるための課題

(4) 第25条第4項に規定する分野との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂の観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容

(5) 指定児童発達支援を提供する上での留意事項

(6) その他必要な事項

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議により、当該担当者等の意見を聴かななければならない。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、障害児及びその通所給付決定保護者にこれを交付して、その内容を説明し、文書により、これらの者の同意を得るとともに、当該通所給付決定保護者に対して法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を提供する者に当該児童発達支援計画を交付しなければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況の把握及び第2項の規定による把握を行うとともに、少なくとも半年ごとに児童発達支援計画を見直し、必要に応じてその変更を行うものとする。この場合において、これらの把握に当たっては、障害児に係る通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、原則として、当該障害児及びその通所給付決定保護者に対し定期的に面接をして、その趣旨について十分に説明をし、その理解を得た上で行い、その把握した結果を記録しなければならない。

8 第4項から第6項までの規定は、児童発達支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第27条 児童発達支援管理責任者は、前条に定める業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 次条の規定による相談及び援助

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(相談等)

第28条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援

助を行わなければならない。

(支援)

第29条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもってその者に対する支援を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、その者に対し、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、その者ができる限り社会生活を円滑に営むことができるよう、適切に支援を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の支援に従事する従業者を配置しておかなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、その通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(食事)

第30条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に通所している障害児に提供する食事は、できる限り変化に富み、及び障害児の健全な発育に必要な栄養を含むものとするとともに、その身体的状況及び嗜好(し)好を考慮したものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の指定児童発達支援事業所に通所している障害児に提供する食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとすよう努めなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 第1項の指定児童発達支援事業所においては、その通所している障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第31条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜通所している障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に通所している障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第32条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係る指定児童発達支援事業者は、常に通所している障害児の健康の状況に注意するとともに、その者に対し、通所開始時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定による健康診断の方法に準じて行わなければならない。ただし、その者に対し規則で定める健康診断が行われた場合には、規則で定めるところにより、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、その指定児童発達支援事業所の従業者が清潔を保持し、健康管理に努めるように留意しなければならない。

(緊急時等の対応)

第33条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に指定児童発達支援の提供を行っている場合であって、当該障害児に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(市町村への通知)

第34条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供している障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を通所給付決定保護者に係る市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第35条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に対し、この章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第42条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第37条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、通所している障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、当該指定児童発達支援事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、障害児に対し指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第38条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び**発達支援室**の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第39条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応するための必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指

導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して **通所給付決定保護者**との連携が図られるよう、**通所給付決定保護者**に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行うときの所在の確認）

第39条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（衛生管理等）

第40条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、その者の健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

（協力医療機関）

第41条 指定児童発達支援事業者 **（治療を行うものを除く。）**は、通所している障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、その者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

（重要事項の掲示）

第42条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（身体拘束等の禁止）

第43条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該障害児に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為（次項及び第3項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず障害児に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、その理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（虐待等の禁止）

第44条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成

12年法律第82号) 第2条各号に掲げる行為その他障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第45条 削除

(秘密保持等)

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、その従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等、障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第47条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第48条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第5条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは障害福祉サービスを行う者等(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)又はこれらの従業者に対し、これらの者が障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等又はこれらの従業者から、当該障害児相談支援事業者等を障害児又はその家族に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。

(苦情解決)

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した障害児又はその通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に係る苦情に関し、法第21条の5の22第1項の規定により知事又は市町村長(以下この条において「知事等」という。)が行う命令又はこれらの職員による質問若しくは検査に応じ、及び知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第85条の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第50条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民等と協力し、その自発的な活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 児童発達支援センターである児童発達支援事業所に係る指定児童発達支援事業者は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校、保育所若しくは就学前の子どもの教育、保育

等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第51条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、通所給付決定保護者に係る市町村、障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第52条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第53条 指定児童発達支援事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

（1） 第21条第1項に規定する指定児童発達支援の提供の記録

（2） 児童発達支援計画

（3） 第34条の規定による市町村への通知に係る記録

（4） 第43条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、その理由等の記録

（5） 第49条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

（6） 第51条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

第2節 共生型児童発達支援

（指定生活介護事業者が行う共生型児童発達支援の事業の基準）

第53条の2 指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第53条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が行う児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業の従業者及び運営の基準は、次のとおりとする。

（1） 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第53条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

（2） 利用者に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定通所介護事業者等が行う共生型児童発達支援の事業の基準）

第53条の2の2 指定通所介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号。第1号及び第2号において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第85条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条及び次条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）が行う共生型児童発達支援の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

（1） 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（次号において「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

（2） 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第86条第1項第

1号及び第2号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)が、規則で定める面積以上であること。

(3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型児童発達支援の事業の基準)

第53条の2の3 指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が行う共生型児童発達支援の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下この条において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。))の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第55条の2第1項に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型機能訓練(指定障害福祉サービス等基準条例第99条の2第1項に規定する共生型機能訓練をいう。)若しくは共生型生活訓練(指定障害福祉サービス等基準条例第105条の2第1項に規定する共生型生活訓練をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第60条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(次号において「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を規則で定める数以下とすること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下この号において同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を規則で定める数の範囲内とすること。

(5) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第53条の2の4 第4条、第7条、第8条、第12条から第44条まで及び第46条から第53条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 基準該当児童発達支援

(従業者)

第53条の2の5 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下この節において「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（第53条の5において「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当児童発達支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 児童指導員又は保育士
- (2) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(設備)

第53条の3 基準該当児童発達支援事業所には、**発達支援**を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する**発達支援**を行う場所には、**支援**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第53条の4 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第53条の5 第4条、第7条、第12条、第13条（第3項ただし書を除く。）、第14条から第22条まで、第23条第1項、第2項及び第4項、第25条から第29条まで、第31条、第33条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項並びに第51条から第53条までの規定は、基準該当児童発達支援の事業、基準該当児童発達支援事業者及び基準該当児童発達支援事業所について準用する。この場合において、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第53条の5において準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第53条の5において準用する次条第1項」と、第27条中「前条」とあるのは「第53条の5において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第53条の5において準用する次条」と、第37条第3項中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と、第42条第1項中「前条」とあるのは「第53条の5において準用する前条」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第53条の5において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第53条の5において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第53条の5において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第53条の5において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第53条の5において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。

(特例)

第53条の6 この節に定める基準の特例は、規則で定める。

第3章 削除

第54条から第57条まで 削除

第4章 放課後等デイサービス

第1節 放課後等デイサービス

(基本方針)

第58条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下この章及び第66条において「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために**必要な支援**を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な**支援**を行うものでなければならない。

(従業者)

第59条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下この章において「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定放課後等デイサービス事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 児童指導員又は保育士
 - (2) 児童発達支援管理責任者
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、看護職員を置かないことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。
- (1) 嘱託医
 - (2) 看護職員
 - (3) 児童指導員又は保育士
 - (4) 機能訓練担当職員
 - (5) 児童発達支援管理責任者
- 4 前3項に規定する従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 5 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第60条 第7条から第9条まで、第11条から第29条まで、第31条、第33条から第40条まで、第42条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項並びに第51条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業、指定放課後等デイサービス事業者及び指定放課後等デイサービス事業所について準用する。この場合において、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第60条において準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第27条中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第60条において準用する次条」と、第42条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第60条において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第60条において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第60条において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第60条において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第60条において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。

第2節 共生型放課後等デイサービス

(準用)

第60条の2 第7条、第8条、第12条から第22条まで、第23条第3項及び第4項、第24条から第29条まで、第31条、第33条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項、第51条から第53条の2の3まで、第58条並びに第60条（第23条第1項及び第2項の規定を準用する部分に限る。）の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第3節 基準該当放課後等デイサービス

(準用)

第60条の2の2 第7条、第12条、第13条（第3項ただし書を除く。）、第14条から第22条まで、第23条第2項及び第4項、第25条から第29条まで、第31条、第33条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項、第51条から第53条の4まで、第53条の6及び第58条の規定は、基準該当放

課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援をいう。）の事業、当該事業を行う者及び当該者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第60条の2において準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条の2において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第27条中「前条」とあるのは「第60条の2において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第60条の2において準用する次条」と、第37条第3項中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と、第42条第1項中「前条」とあるのは「第60条の2において準用する前条」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第60条の2において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第60条の2において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第60条の2において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第60条の2において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第60条の2において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

（基本方針）

第60条の3 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章及び第66条において「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

（従業者）

第60条の4 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（第60条の6及び第60条の7において「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

（1）訪問支援員

（2）児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（設備）

第60条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（身分証明書）

第60条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（準用）

第60条の7 第7条、第12条、第13条（第3項ただし書を除く。）、第14条から第25条の2まで、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第37条の2まで、第39条の2、第39条の3第1項、第40条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項及び第51条から第53条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定居宅訪問型児童発達支援事業所について準用する。この場合において、第7条中「場合」とあるのは「場合であって、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねていないとき」と、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第60条の7において読み替えて準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条の7において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問

型児童発達支援計画」と、同条第4項第4号中「第25条第4項に規定する分野との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂の観点」とあるのは「第25条第4項に規定する分野との関連性」と、第27条第1項中「前条」とあるのは「第60条の7において読み替えて準用する前条」と、同項第1号中「次条」とあるのは「第60条の7において準用する次条」と、第31条、第37条第2項ただし書及び第41条中「通所している障害児」とあるのは「障害児」と、第36条中「次に掲げる」とあるのは「次の各号（第4号、第9号及び第10号を除く。）に掲げる」と、第37条第3項中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と、第42条第1項中「前条」とあるのは「第60条の7において準用する前条」と、第47条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第60条の7において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第60条の7において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第60条の7において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第60条の7において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第60条の7において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。

第6章 保育所等訪問支援

（基本方針）

第61条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下この章及び第66条において「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

（従業者）

第62条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下この章において「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定保育所等訪問支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

（1）訪問支援員

（2）児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

第63条及び第64条 削除

（準用）

第65条 第7条、第12条から第24条まで、第25条（第4項を除く。）、第25条の3から第29条まで、第31条、第33条から第37条の2まで、第39条の2、第39条の3第1項、第40条、第42条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項、第51条から第53条まで、第60条の5及び第60条の6の規定は、指定保育所等訪問支援の事業、指定保育所等訪問支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業所について準用する。この場合において、第7条中「場合」とあるのは「場合であって、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねていないとき」と、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第65条において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（第7項において「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「その保護者」とあるのは「その保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「及び保護者評価」とあるのは「保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に」とあるのは「保護者及び訪問先施設に」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項第4号中「第25条第4項に規定する分野との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂の観点」とあるのは「障害児の地域社会への参加及び包摂の観点」と、同条第5項中「担当者等を」とあるのは「担当者、当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を」と、第27条第1項中「前条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する前条」と、同項第1号中「次条」とあるのは「第65条において準用する次条」と、第31条及び

第37条第2項ただし書中「通所している障害児」とあるのは「障害児」と、第36条中「次に掲げる」とあるのは「次の各号（第4号、第9号及び第10号を除く。）に掲げる」と、第42条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第47条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第65条において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第65条において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第65条において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第65条において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第65条において準用する第51条第2項」と、第60条の6中「障害児又は」とあるのは「障害児、」と、「家族」とあるのは「家族又は訪問する施設」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

（多機能型事業所の特例）

第66条 指定障害児通所支援事業者が、次に掲げる事業のうち2以上の事業（第6号に掲げる事業のみを行うものを除く。）を一体的に行う場合における当該事業の基準に関する特例は、規則で定める。

（1） 指定児童発達支援の事業

（2） 指定放課後等デイサービスの事業

（3） 指定居宅訪問型児童発達支援の事業

（4） 指定保育所等訪問支援の事業

（5） 指定障害福祉サービス等基準条例に規定する次に掲げる事業

（補則）

第67条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成18年10月1日において障害者総合支援法附則第10条第3項の規定により同項に規定する児童デイサービスに係る障害者総合支援法第29条第1項の指定を受けたものとみなされた者であって、引き続き当該児童デイサービスの事業を行っているものについては、平成27年3月31日までの間は、第5条第1項第2号及び第3号並びに第5項並びに第59条第1項第2号及び第3号並びに第4項の規定は適用せず、第26条及び第27条の規定の適用については、第26条第1項中「管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項及び第4項から第7項まで並びに第27条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。

附 則（平成26年12月18日条例第49号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第12号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第25号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従

業者、設備及び運営の基準に関する条例第59条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月22日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者については、この条例による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（次項において「新条例」という。）第5条第1項及び第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例附則第3項の基準を満たしている児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に係る同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業を行う者については、新条例第53条の2の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月25日条例第42号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日条例第8号）

改正 令和5年3月20日条例第8号

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第3条第3項及び第39条の2（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第52条第1項、第55条第1項、第68条第1項、第80条第1項、第99条第1項、第105条第1項、第110条第1項、第113条第1項、第114条第1項、第118条の12第1項、第118条の18第1項及び第121条第1項において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害福祉サービス事業基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項（第3条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第24条において準用する場合を含む。）及び第45条（新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第2条第4項及び第21条、第6条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第19条、第7条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第3条第4項及び第44条第2項（新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条、第60条の2、第60条の2の2、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。）並びに第8条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定入所施設基準条例」とい

- う。)第3条第4項及び第41条第2項(新指定入所施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第32条の2(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第52条第1項、第55条第1項、第68条第1項、第80条第1項、第99条第1項、第105条第1項、第110条第1項、第113条第1項、第114条第1項、第118条の12第1項、第118条の18第1項及び第121条第1項において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス事業基準条例第25条の2(新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第36条の2(新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第16条の2、新福祉ホーム基準条例第14条の2、新指定通所支援基準条例第37条の2(新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条、第60条の2、第60条の2の2、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第34条の2(新指定入所施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年長野県条例第8号)第3条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条の5の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
 - 4 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第33条第3項(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第80条第1項、第118条の12第1項及び第118条の18第1項において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス事業基準条例第27条第2項(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第52条第2項において準用する場合を含む。)及び第47条第2項(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第55条第2項、第68条第2項、第99条第2項、第105条第2項、第110条第2項、第113条第2項、第114条第2項及び第121条第2項並びに新障害福祉サービス事業基準条例第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第38条第2項(新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第17条第2項、新福祉ホーム基準条例第15条第2項、新指定通所支援基準条例第40条第2項(新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条、第60条の2、第60条の2の2、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第37条第2項(新指定入所施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)並びに第9条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第12条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。
 - 5 施行日から令和4年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第34条の2第3項(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第52条第1項、第55条第1項、第68条第1項、第80条第1項、第99条第1項、第105条第1項、第110条第1項、第113条第1項、第114条第1項及び第121条第1項において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス事業基準条例第28条第3項(新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第40条第3項(新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。)、新指定通所支援基準条例第43条第3項(新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条、第60条の2、第60条の2の2、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)及び新指定入所施設基準条例第40条第3項(新指定入所施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。
 - 6 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第5条第1項及び第5項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
 - 7 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第53条の2の5第1項に規定する基準該当児童

発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第53条の2の5第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、新指定通所支援基準条例第59条第1項及び第5項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第60条の2の2において準用する旧指定通所支援基準条例第53条の2の5第1項に定める基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス等事業者については、新指定通所支援基準条例第60条の2の2において準用する新指定通所支援基準条例第53条の2の5第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月20日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中第45条、第53条の2の4及び第57条の改正規定、第2条中第42条及び第53条の改正規定並びに第3条中第11条の改正規定並びに附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項及び次項において「新指定通所支援基準条例」という。）第39条の2（新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条から第60条の2の2まで、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第36条の2（同条例第53条において準用する場合を含む。）及び第3条の規定による改正後の児童福祉施設設備及び運営の基準に関する条例（附則第4項において「新児童福祉施設基準条例」という。）第5条の2（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 新指定通所支援基準条例第39条の3第2項（新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条及び第60条から第60条の2の2までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

4 新児童福祉施設基準条例第5条の3第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

5 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長野県条例第45号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年長野県条例

第8号)の一部を次のように改正する。

附 則 (令和6年3月21日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(次項及び附則第4項において「指定通所支援基準条例」という。)第48条第1項の改正規定及び第2条中児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第45条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。)附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第1条の規定による改正後の指定通所支援基準条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定をうけたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の指定通所支援基準条例(次項において「旧指定通所支援基準条例」という。)第6条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第6条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 新指定通所支援基準条例第25条の2(新指定通所支援基準条例第60条の7において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第25条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

7 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第3条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「新児童福祉施設基準条例」という。)第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

8 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

9 この条例の施行の際現に設置している第3条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(次項において「旧児童福祉施設基準条例」という。)第81条第2項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

10 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例第81条第2項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。